

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月14日

【事業年度】 第39期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社CSKホールディングス

【英訳名】 CSK HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 山 義 人

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03-6438-3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 熊 崎 龍 安

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03-6438-3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 熊 崎 龍 安

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第39期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第2 事業の状況

##### 4 事業等のリスク

< 共通リスク >

(6) 株式の希薄化

##### 7 財政状態及び経営成績の分析

(3) 資本の財源及び資金の流動性について

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

## 第2【事業の状況】

### 4【事業等のリスク】

< 共通リスク >

(訂正前)

#### (6) 株式の希薄化

当社グループは、取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。この制度は株主総会の決議を前提としているものですが、ストックオプションが行使された場合、また、平成15年9月発行の2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、発行済株式数が増加し、当社及び当社グループ会社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります、この希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

#### (6) 株式の希薄化

当社グループは、取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。この制度は株主総会の決議を前提としているものですが、ストックオプションが行使された場合、また、平成15年9月発行の2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び平成18年7月発行の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、発行済株式数が増加し、当社及び当社グループ会社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります、この希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (3) 資本の財源及び資金の流動性について

(訂正前)

① (略)

② 格付

当連結会計年度末における当社の格付については、平成15年9月及び平成18年9月発行の転換社債型新株予約権付社債並びに長期優先債務はA-、コマーシャル・ペーパーは発行限度額200.0億円・バックアップラインなし・格付J-1 (いずれも、(株)日本格付研究所による格付)となっております。

(訂正後)

① (略)

② 格付

当連結会計年度末における当社の格付については、平成15年9月及び平成18年7月発行の転換社債型新株予約権付社債並びに長期優先債務はA-、コマーシャル・ペーパーは発行限度額200.0億円・バックアップラインなし・格付J-1 (いずれも、(株)日本格付研究所による格付)となっております。

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(訂正前)

①～⑤ (略)

(訂正後)

①～⑤ (略)

#### ⑥ 取締役の定数並びに取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。また、取締役の選任の決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### ⑦ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

##### 1) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

##### 2) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### ⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

以上